

大村市公告第101号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）の変更案を作成したので、同条第7項の規定により公告し、次によりその関係書類を備えて縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに地域計画の変更案について市に意見書を提出することができる。

令和8年7月15日

大村市長 園田裕史



1 地域計画の変更案を作成した地区

武留路、東光寺、北野岳、南川内、黒木・黒木岩屋、椎池、平・大舟尾、山田北及び寿古

2 縦覧期間

令和8年7月15日から令和8年7月29日まで

3 縦覧場所

大村市玖島一丁目25番地

大村市役所 農林水産部 農林水産振興課